

奈良市公報

号外第19号

平成23年10月7日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市子ども手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則…………… 2

告 示

- 市道路線の廃止…………… 2
- 市道路線の認定…………… 3
- 道路の区域決定…………… 5
- 道路の供用開始…………… 6
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 8
- 徴収事務の委託…………… 9
- 下水道事業受益者負担金の平成23年度賦課対象区域…10
- 固定資産課税台帳に登録すべき平成23年度の固定資産の価格等の登録……………11
- 奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示……………11
- 奈良市介護予防教室運営事業実施要綱の一部を改正する告示……………11
- 徴収事務の委託（4件）……………13

- 一般競争入札の実施（2件）……………13
- 徴収事務の委託……………15
- 平成23年度一般廃棄物処理実施計画……………15
- 予防接種の実施……………23
- 徴収事務の委託（2件）……………24

監 査

- 奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程……………24

公 営 企 業

- 収納事務の委託……………24

規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第42号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則
奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第43号様式（1枚目）及び第43号様式の2中

あなたが、昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した下記の額を特別徴収の方法によって徴収します。

仮徴収	公的年金から仮特別徴収分として徴収する額及び徴収月			
	徴収月	(円)	(円)	(円)
	年 月			
	年 月			

本年度分の市民税・県民税のうち、公的年金の支払者が下記の額を特別徴収の方法によって徴収します。

本徴収	公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月等			
	徴収月等	(円)	(円)	(円)
	年 月			
	年 月			
仮徴収分と本徴収分の合計額				

また、あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が下記の額を特別徴収の方法によって徴収します。

翌年度分仮徴収	公的年金から仮特別徴収分として徴収する額及び徴収月			
	徴収月	(円)	(円)	(円)
	年 月			
	年 月			

を

本年度分（公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額）

あなたが、昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した下記の額を特別徴収の方法によって徴収します。

① 仮徴収	公的年金から仮特別徴収分として徴収する額及び徴収月		
	徴収月	(円)	(円)
	年 月		
	年 月		

本年度分の市民税・県民税のうち、公的年金の支払者が下記の額を特別徴収の方法によって徴収します。

② 本徴収	公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月等		
	徴収月	(円)	(円)
	年 月		
	年 月		
本年度分合計額（①+②）			

に改める。

翌年度分

また、あなたが来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が下記の額を特別徴収の方法によって徴収します。

翌年度分仮徴収	公的年金から仮特別徴収分として徴収する額及び徴収月		
	徴収月	(円)	(円)
	年 月		
	年 月		

別記第54号様式中

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額									
区分	前年度に通知済みの本年度分の仮特別徴収税額			本年度分の特別徴収税額			翌年度分の仮特別徴収税額		
	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円

を

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額	特別徴収を行う公的年金支払者の名称			特別徴収を行う公的年金の種類					
	本年度分の仮特別徴収税額（仮徴収）			本年度分の特別徴収税額（本徴収）			翌年度分の仮特別徴収税額（翌年度仮徴収）		
区分	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円	月 日 ^円

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第43号様式、第43号様式の2及び第54号様式の規定は、平成23年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
（平成23年4月1日揭示済）

奈良市子ども手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第43号

奈良市子ども手当の支払日に関する規則の一部を改正する規則

奈良市子ども手当の支払日に関する規則（平成22年奈良

市規則第53号）を次のように改正する。

「平成22年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成23年4月1日揭示済）

告 示

奈良市告示第192号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、次の市道の路線を廃止します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	北部第478号線	法蓮町62番1地先から	法蓮町65番2地先まで	L = 136.7 W = 0.8~6.4
2	中部第929号線	あやめ池南二丁目1378番7地先から	あやめ池北一丁目1355番17地先まで	L = 123.0 W = 4.0~7.8
3	中部第1551号線	あやめ池北一丁目1432番37地先から	あやめ池北一丁目1355番25地先まで	L = 152.0 W = 8.7~9.0
4	西部第86号線	東登美ヶ丘一丁目2269番213地先から	あやめ池北一丁目1355番12地先まで	L = 2,389.4 W = 13.0~19.0
5	西部第1317号線	あやめ池北一丁目1432番37地先から	あやめ池北一丁目1355番1地先まで	L = 540.0 W = 10.0~71.0

(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第193号

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第1項の規定に基づき、次の路線を本市の市道路線に認定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第693号線	柏木町157番13地先から	柏木町157番3地先まで	L= 81.0 W= 6.0~8.0
2	南部第694号線	古市町2054番1地先から	古市町2037番4地先まで	L= 32.0 W= 6.0~8.0
3	南部第695号線	古市町2112番79地先から	古市町2112番68地先まで	L= 107.0 W= 6.0~8.0
4	南部第696号線	山町123番3地先から	山町123番9地先まで	L= 33.4 W= 6.9~8.0
5	南部第697号線	今市町346番10地先から	今市町346番13地先まで	L= 98.0 W= 6.0
6	南部第698号線	横井一丁目624番3地先から	横井一丁目624番1地先まで	L= 53.0 W= 5.5~6.0
7	北部第478号線	法蓮町62番1地先から	法蓮町82番4地先まで	L= 109.2 W= 0.8~2.7
8	北部第740号線	芝辻町三丁目49番14地先から	法蓮町48番4地先まで	L= 370.0 W= 4.0~11.0
9	北部第741号線	法蓮町728番13地先から	法蓮町717番1地先まで	L= 87.5 W= 6.0~8.0
10	北部第742号線	西木辻町42番9地先から	西木辻町169番3地先まで	L= 268.0 W= 6.0~10.0
11	北部第743号線	白毫寺町15番6地先から	白毫寺町91番3地先まで	L= 183.5 W= 6.0~8.0
12	北部第744号線	白毫寺町15番6地先から	白毫寺町15番25地先まで	L= 88.0 W= 6.0~8.0
13	北部第745号線	白毫寺町15番34地先から	白毫寺町15番5地先まで	L= 82.0 W= 6.0~8.0
14	北部第746号線	白毫寺町15番50地先から	白毫寺町15番51地先まで	L= 58.6 W= 6.0~8.0
15	北部第747号線	南紀寺町二丁目334番1地先から	南紀寺町二丁目331番地先まで	L= 53.5 W= 6.0~8.0
16	中部第929号線	あやめ池南二丁目1378番7地先から	あやめ池北一丁目1355番42地先まで	L= 198.0 W= 4.0~13.5
17	中部第1551号線	あやめ池北一丁目1432番37地先から	あやめ池北一丁目1355番17地先まで	L= 151.1 W= 8.7~9.0
18	中部第1552号線	山陵町1029番1地先から	秋篠町14番4地先まで	L= 48.5 W= 6.0~8.0
19	中部第1553号線	秋篠町14番13地先から	秋篠町14番10地先まで	L= 23.5 W= 6.0~8.0
20	中部第1554号線	西大寺芝町一丁目2105番14地先から	西大寺芝町一丁目2105番2地先まで	L= 123.5 W= 7.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
21	中部第 1555 号線	菅原町 611番5地先から	菅原町 610番9地先まで	L= 96.0 W= 6.0~8.0
22	中部第 1556 号線	菅原町 610番12地先から	菅原町 610番22地先まで	L= 41.5 W= 6.0~8.0
23	中部第 1557 号線	あやめ池南七丁目 845番17地先から	あやめ池南七丁目 855番2地先まで	L= 34.0 W= 6.3~7.0
24	中部第 1558 号線	あやめ池南七丁目 554番46地先から	あやめ池南七丁目 554番43地先まで	L= 44.1 W= 6.0~12.0
25	中部第 1559 号線	あやめ池南七丁目 554番12地先から	あやめ池南七丁目 554番29地先まで	L= 139.0 W= 6.0~12.0
26	中部第 1560 号線	あやめ池南七丁目 554番15地先から	あやめ池南七丁目 554番19地先まで	L= 37.5 W= 6.0~12.0
27	中部第 1561 号線	赤膚町 1201番111地先から	赤膚町 1201番154地先まで	L= 64.0 W= 6.0~8.0
28	中部第 1562 号線	平松五丁目 587番18地先から	平松五丁目 587番35地先まで	L= 111.0 W= 6.0
29	中部第 1563 号線	五条西一丁目 1029番13地先から	五条西一丁目 1029番22地先まで	L= 62.0 W= 6.0~8.0
30	中部第 1564 号線	南新町 61番16地先から	南新町 61番3地先まで	L= 50.0 W= 6.0~8.0
31	西部第 86 号線	東登美ヶ丘一丁目 2269番213地先から	あやめ池北一丁目 1060番1地先まで	L= 2,326.5 W= 13.0~19.0
32	西部第 1317 号線	あやめ池南二丁目 1433番2地先から	あやめ池北一丁目 1355番1地先まで	L= 542.0 W= 10.0~71.0
33	西部第 1320 号線	中山町西一丁目 751番6地先から	中山町西一丁目 748番10地先まで	L= 51.5 W= 6.0~8.0
34	西部第 1321 号線	東登美ヶ丘一丁目 2314番5地先から	押能町 2268番6地先まで	L= 77.8 W= 6.0~8.0
35	西部第 1322 号線	中山町西三丁目 210番84地先から	中山町西三丁目 210番63地先まで	L= 68.5 W= 6.0~8.0
36	西部第 1323 号線	中山町西三丁目 229番2地先から	中山町西三丁目 210番85地先まで	L= 93.5 W= 6.0~8.0
37	西部第 1324 号線	富雄北三丁目 2523番23地先から	富雄北三丁目 2560番9地先まで	L= 146.0 W= 6.0~8.0
38	西部第 1325 号線	学園朝日元町一丁目 1899番21地先から	学園朝日元町一丁目 1899番25地先まで	L= 13.0 W= 8.0
39	西部第 1326 号線	学園大和町六丁目 665番2地先から	三碓一丁目 720番1地先まで	L= 289.0 W= 10.0~20.0
40	西部第 1327 号線	学園大和町六丁目 665番7地先から	学園大和町六丁目 665番6地先まで	L= 74.5 W= 6.0~10.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
41	西部第 1328 号線	学園大和町六丁目 665番1地先から	学園大和町六丁目 694番1地先まで	L= 60.0 W= 10.0~15.0
42	西部第 1329 号線	富雄北二丁目 399番7地先から	富雄北二丁目 400番27地先まで	L= 79.0 W= 6.0~11.0
43	西部第 1330 号線	富雄北二丁目 400番27地先から	富雄北二丁目 400番17地先まで	L= 102.5 W= 6.0~8.0
44	西部第 1331 号線	百菜園三丁目 432番69地先から	富雄北二丁目 459番2地先まで	L= 32.5 W= 6.0~8.0
45	西部第 1332 号線	学園南一丁目 963番20地先から	学園南一丁目 1053番7地先まで	L= 34.5 W= 6.0~8.0
46	西部第 1333 号線	石木町 645番地先から	石木町 653番1地先まで	L= 205.0 W= 4.6~7.6

(平成23年4月1日揭示済)

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室
土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に
基づき、次のように道路の区域を決定します。

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
1	南部第 693 号線	柏木町 157番13地先から	柏木町 157番3地先まで	L= 81.0 W= 6.0~8.0
2	南部第 694 号線	古市町 2054番1地先から	古市町 2037番4地先まで	L= 32.0 W= 6.0~8.0
3	南部第 695 号線	古市町 2112番79地先から	古市町 2112番68地先まで	L= 107.0 W= 6.0~8.0
4	南部第 696 号線	山町 123番3地先から	山町 123番9地先まで	L= 33.4 W= 6.9~8.0
5	南部第 697 号線	今市町 346番10地先から	今市町 346番13地先まで	L= 98.0 W= 6.0
6	南部第 698 号線	横井一丁目 624番3地先から	横井一丁目 624番1地先まで	L= 53.0 W= 5.5~6.0
7	北部第 478 号線	法蓮町 62番1地先から	法蓮町 82番4地先まで	L= 109.2 W= 0.8~2.7
8	北部第 741 号線	法蓮町 728番13地先から	法蓮町 717番1地先まで	L= 87.5 W= 6.0~8.0
9	北部第 743 号線	白毫寺町 15番6地先から	白毫寺町 91番3地先まで	L= 183.5 W= 6.0~8.0
10	北部第 744 号線	白毫寺町 15番6地先から	白毫寺町 15番25地先まで	L= 88.0 W= 6.0~8.0
11	北部第 745 号線	白毫寺町 15番34地先から	白毫寺町 15番5地先まで	L= 82.0 W= 6.0~8.0
12	北部第 746 号線	白毫寺町 15番50地先から	白毫寺町 15番51地先まで	L= 58.6 W= 6.0~8.0
13	北部第 747 号線	南紀寺町二丁目 334番1地先から	南紀寺町二丁目 331番地先まで	L= 53.5 W= 6.0~8.0
14	中部第 929 号線	あやめ池南二丁目 1378番7地先から	あやめ池北一丁目 1355番42地先まで	L= 198.0 W= 4.0~13.5
15	中部第 1551 号線	あやめ池北一丁目 1432番37地先から	あやめ池北一丁目 1355番17地先まで	L= 151.1 W= 8.7~9.0
16	中部第 1552 号線	山陵町 1029番1地先から	秋篠町 14番4地先まで	L= 48.5 W= 6.0~8.0
17	中部第 1553 号線	秋篠町 14番13地先から	秋篠町 14番10地先まで	L= 23.5 W= 6.0~8.0
18	中部第 1554 号線	西大寺芝町一丁目 2105番14地先から	西大寺芝町一丁目 2105番2地先まで	L= 123.5 W= 7.0
19	中部第 1555 号線	菅原町 611番5地先から	菅原町 610番9地先まで	L= 96.0 W= 6.0~8.0
20	中部第 1556 号線	菅原町 610番12地先から	菅原町 610番22地先まで	L= 41.5 W= 6.0~8.0
21	中部第 1557 号線	あやめ池南七丁目 845番17地先から	あやめ池南七丁目 855番2地先まで	L= 34.0 W= 6.3~7.0
22	中部第 1558 号線	あやめ池南七丁目 554番46地先から	あやめ池南七丁目 554番43地先まで	L= 44.1 W= 6.0~12.0
23	中部第 1559 号線	あやめ池南七丁目 554番12地先から	あやめ池南七丁目 554番29地先まで	L= 139.0 W= 6.0~12.0
24	中部第 1560 号線	あやめ池南七丁目 554番15地先から	あやめ池南七丁目 554番19地先まで	L= 37.5 W= 6.0~12.0
25	中部第 1561 号線	赤膚町 1201番111地先から	赤膚町 1201番154地先まで	L= 64.0 W= 6.0~8.0
26	中部第 1562 号線	平松五丁目 587番18地先から	平松五丁目 587番35地先まで	L= 111.0 W= 6.0
27	中部第 1563 号線	五条西一丁目 1029番13地先から	五条西一丁目 1029番22地先まで	L= 62.0 W= 6.0~8.0
28	中部第 1564 号線	南新町 61番16地先から	南新町 61番3地先まで	L= 50.0 W= 6.0~8.0
29	西部第 86 号線	東登美ヶ丘一丁目 2269番213地先から	あやめ池北一丁目 1060番1地先まで	L= 2,326.5 W= 13.0~19.0
30	西部第 1317 号線	あやめ池南二丁目 1433番2地先から	あやめ池北一丁目 1355番1地先まで	L= 542.0 W= 10.0~71.0
31	西部第 1320 号線	中山町西一丁目 751番6地先から	中山町西一丁目 748番10地先まで	L= 51.5 W= 6.0~8.0
32	西部第 1321 号線	東登美ヶ丘一丁目 2314番5地先から	押熊町 2268番6地先まで	L= 77.8 W= 6.0~8.0
33	西部第 1322 号線	中山町西三丁目 210番84地先から	中山町西三丁目 210番63地先まで	L= 68.5 W= 6.0~8.0
34	西部第 1323 号線	中山町西三丁目 229番2地先から	中山町西三丁目 210番85地先まで	L= 93.5 W= 6.0~8.0
35	西部第 1324 号線	富雄北三丁目 2523番23地先から	富雄北三丁目 2360番9地先まで	L= 146.0 W= 6.0~8.0
36	西部第 1325 号線	学園朝日元町一丁目 1899番21地先から	学園朝日元町一丁目 1899番25地先まで	L= 13.0 W= 8.0
37	西部第 1326 号線	学園大和町六丁目 665番2地先から	三碓一丁目 720番1地先まで	L= 289.0 W= 10.0~20.0
38	西部第 1327 号線	学園大和町六丁目 665番7地先から	学園大和町六丁目 665番6地先まで	L= 74.5 W= 6.0~10.0
39	西部第 1328 号線	学園大和町六丁目 665番1地先から	学園大和町六丁目 694番1地先まで	L= 60.0 W= 10.0~15.0
40	西部第 1329 号線	富雄北二丁目 399番7地先から	富雄北二丁目 400番27地先まで	L= 79.0 W= 6.0~11.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
41	西部第 1330 号線	富雄北二丁目 400番27地先から	富雄北二丁目 400番17地先まで	L= 102.5 W= 6.0~8.0
42	西部第 1331 号線	百楽園三丁目 432番69地先から	富雄北二丁目 459番2地先まで	L= 32.5 W= 6.0~8.0
43	西部第 1332 号線	学園南一丁目 963番20地先から	学園南一丁目 1053番7地先まで	L= 34.5 W= 6.0~8.0
44	西部第 1333 号線	石木町 645番地先から	石木町 653番1地先まで	L= 205.0 W= 4.6~7.6

(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成23年4月1日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部道路室土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

整理番号	路線名	起点	終点	備考 (m)
1	南部第 693 号線	柏木町 157番13地先から	柏木町 157番3地先まで	L= 81.0 W= 6.0~8.0
2	南部第 694 号線	古市町 2054番1地先から	古市町 2037番4地先まで	L= 32.0 W= 6.0~8.0
3	南部第 695 号線	古市町 2112番79地先から	古市町 2112番68地先まで	L= 107.0 W= 6.0~8.0
4	南部第 696 号線	山町 123番3地先から	山町 123番9地先まで	L= 33.4 W= 6.9~8.0
5	南部第 697 号線	今市町 346番10地先から	今市町 346番13地先まで	L= 98.0 W= 6.0
6	南部第 698 号線	横井一丁目 624番3地先から	横井一丁目 624番1地先まで	L= 53.0 W= 5.5~6.0
7	北部第 478 号線	法蓮町 62番1地先から	法蓮町 82番4地先まで	L= 109.2 W= 0.8~2.7
8	北部第 741 号線	法蓮町 728番13地先から	法蓮町 717番1地先まで	L= 87.5 W= 6.0~8.0
9	北部第 743 号線	白毫寺町 15番6地先から	白毫寺町 91番3地先まで	L= 183.5 W= 6.0~8.0
10	北部第 744 号線	白毫寺町 15番6地先から	白毫寺町 15番25地先まで	L= 88.0 W= 6.0~8.0
11	北部第 745 号線	白毫寺町 15番34地先から	白毫寺町 15番5地先まで	L= 82.0 W= 6.0~8.0
12	北部第 746 号線	白毫寺町 15番50地先から	白毫寺町 15番51地先まで	L= 58.6 W= 6.0~8.0
13	北部第 747 号線	南紀寺町二丁目 334番1地先から	南紀寺町二丁目 331番地先まで	L= 53.5 W= 6.0~8.0
14	中部第 929 号線	あやめ池南二丁目 1378番7地先から	あやめ池北一丁目 1355番42地先まで	L= 198.0 W= 4.0~13.5
15	中部第 1551 号線	あやめ池北一丁目 1432番37地先から	あやめ池北一丁目 1355番17地先まで	L= 151.1 W= 8.7~9.0
16	中部第 1552 号線	山陵町 1029番1地先から	秋篠町 14番4地先まで	L= 48.5 W= 6.0~8.0
17	中部第 1553 号線	秋篠町 14番13地先から	秋篠町 14番10地先まで	L= 23.5 W= 6.0~8.0
18	中部第 1554 号線	西大寺芝町一丁目 2105番14地先から	西大寺芝町一丁目 2105番2地先まで	L= 123.5 W= 7.0
19	中部第 1555 号線	菅原町 611番5地先から	菅原町 610番9地先まで	L= 96.0 W= 6.0~8.0
20	中部第 1556 号線	菅原町 610番12地先から	菅原町 610番22地先まで	L= 41.5 W= 6.0~8.0
21	中部第 1557 号線	あやめ池南七丁目 845番17地先から	あやめ池南七丁目 855番2地先まで	L= 34.0 W= 6.3~7.0
22	中部第 1558 号線	あやめ池南七丁目 554番46地先から	あやめ池南七丁目 554番43地先まで	L= 44.1 W= 6.0~12.0
23	中部第 1559 号線	あやめ池南七丁目 554番12地先から	あやめ池南七丁目 554番29地先まで	L= 139.0 W= 6.0~12.0
24	中部第 1560 号線	あやめ池南七丁目 554番15地先から	あやめ池南七丁目 554番19地先まで	L= 37.5 W= 6.0~12.0
25	中部第 1561 号線	赤膚町 1201番111地先から	赤膚町 1201番154地先まで	L= 64.0 W= 6.0~8.0
26	中部第 1562 号線	平松五丁目 587番18地先から	平松五丁目 587番35地先まで	L= 111.0 W= 6.0
27	中部第 1563 号線	五条西一丁目 1029番13地先から	五条西一丁目 1029番22地先まで	L= 62.0 W= 6.0~8.0
28	中部第 1564 号線	南新町 61番16地先から	南新町 61番3地先まで	L= 50.0 W= 6.0~8.0
29	西部第 86 号線	東登美ヶ丘一丁目 2269番213地先から	あやめ池北一丁目 1060番1地先まで	L= 2,326.5 W= 13.0~19.0
30	西部第 1317 号線	あやめ池南二丁目 1433番2地先から	あやめ池北一丁目 1355番1地先まで	L= 542.0 W= 10.0~71.0
31	西部第 1320 号線	中山町西一丁目 751番6地先から	中山町西一丁目 748番10地先まで	L= 51.5 W= 6.0~8.0
32	西部第 1321 号線	東登美ヶ丘一丁目 2314番5地先から	押熊町 2268番6地先まで	L= 77.8 W= 6.0~8.0
33	西部第 1322 号線	中山町西三丁目 210番84地先から	中山町西三丁目 210番63地先まで	L= 68.5 W= 6.0~8.0
34	西部第 1323 号線	中山町西三丁目 229番2地先から	中山町西三丁目 210番85地先まで	L= 93.5 W= 6.0~8.0
35	西部第 1324 号線	富雄北三丁目 2523番23地先から	富雄北三丁目 2560番9地先まで	L= 146.0 W= 6.0~8.0
36	西部第 1325 号線	学園朝日元町一丁目 1899番21地先から	学園朝日元町一丁目 1899番25地先まで	L= 13.0 W= 8.0
37	西部第 1326 号線	学園大和町六丁目 665番2地先から	三碓一丁目 720番1地先まで	L= 289.0 W= 10.0~20.0
38	西部第 1327 号線	学園大和町六丁目 665番7地先から	学園大和町六丁目 665番6地先まで	L= 74.5 W= 6.0~10.0
39	西部第 1328 号線	学園大和町六丁目 665番1地先から	学園大和町六丁目 694番1地先まで	L= 60.0 W= 10.0~15.0
40	西部第 1329 号線	富雄北二丁目 399番7地先から	富雄北二丁目 400番27地先まで	L= 79.0 W= 6.0~11.0

整理番号	路線名	起点	終点	備考(m)
41	西部第 1330 号線	富雄北二丁目 400番27地先から	富雄北二丁目 400番17地先まで	L= 102.5 W= 6.0~8.0
42	西部第 1331 号線	百楽園三丁目 432番69地先から	富雄北二丁目 459番2地先まで	L= 32.5 W= 6.0~8.0
43	西部第 1332 号線	学園南一丁目 963番20地先から	学園南一丁目 1053番7地先まで	L= 34.5 W= 6.0~8.0
44	西部第 1333 号線	石木町 645番地先から	石木町 653番1地先まで	L= 205.0 W= 4.6~7.6

(平成23年 4月 1日 掲示済)

奈良市告示第196号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成23年4月1日から2週間、本市建設部下水道室下水道維持課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年4月1日

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起 点	終 点
二名第4幹線-62	奈良市三松四丁目880-2	奈良市三松四丁目880-3
大淵池幹線-142	奈良市南登美ヶ丘3336-87	奈良市南登美ヶ丘3336-97
あやめ池南幹線-484	奈良市疋田町五丁目237-2	奈良市疋田町五丁目237-1
西大寺南幹線-239	奈良市西大寺小坊町1-5	奈良市西大寺国見町一丁目224-12
西大寺南幹線-240	奈良市西大寺国見町一丁目230	奈良市西大寺国見町230
油阪幹線-9	奈良市下三条町44-5	奈良市下三条町53-2
油阪幹線-10	奈良市上三条町22-5	奈良市上三条町23-7
油阪幹線-11	奈良市下三条町9-2	奈良市上三条町13-4
油阪幹線-12	奈良市下三条町44-5	奈良市下三条町53-2
油阪幹線-13	奈良市上三条町22-2	奈良市上三条町25-3

公共下水道管理者 奈良市
奈良市長 仲川元庸

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成23年4月15日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市三松四丁目、南登美ヶ丘、疋田町五丁目、西大寺小坊町、西大寺国見町一丁目、下三条町、上三条町、山町及び佐保台二丁目の各一部

油阪幹線-14	奈良市下三条町9-2	奈良市上三条町12-7
帯解幹線-195	奈良市山町128-2	奈良市山町129-7
帯解幹線-196	奈良市山町562-1	奈良市山町786
帯解幹線-197	奈良市山町793-1	奈良市山町797-2
佐保台汚水幹線-2	奈良市佐保台二丁目1657-194	奈良市佐保台二丁目2729-3
佐保台汚水幹線-3	奈良市佐保台二丁目3576-7	奈良市佐保台二丁目3576-7

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
奈良市佐保台三丁目902-7 佐保台浄化センター
(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第197号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務の委託をしたので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

受託者	徴収事務	委託の期間
奈良市法蓮佐保山四丁目6番3号 財団法人 奈良市武道振興会 理事長 西田 照夫	奈良市中央武道場使用料 奈良市中央第二武道場使用料 奈良市弓道場使用料 奈良市鴻ノ池相撲場使用料	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで
奈良市七条東町3-6-202 七条地区自治連合会 会長 細尾 順一	奈良市七条コミュニティスポーツ会館使用料	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
奈良市南紀寺町五丁目27番地 南紀寺町五丁目第一自治会 会長 西岡 利文	奈良市南紀寺コミュニティスポーツ会館使用料	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
奈良市左京一丁目9番6号 平城ニュータウンスポーツ協会 会長 加藤 大三郎	奈良市ならやまコミュニティスポーツ会館使用料 奈良市高の原コミュニティスポーツ会館使用料	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
奈良市鹿野園町343番地 東市地区自治連合会 会長 辻澤 靖彦	奈良市東市コミュニティスポーツ会館使用料	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
奈良市邑地町423番地 邑地町自治会 会長 前 光	奈良市邑地コミュニティスポーツ広場使用料	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
奈良市狭川両町201番地 狭川地区自治連合会 会長 永井 幸次	奈良市狭川コミュニティスポーツ広場使用料	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
奈良市茗荷町183番地の1 田原地区自治連合会 会長 岡井 稲郎	奈良市田原コミュニティスポーツ広場使用料	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
奈良市月ヶ瀬石打2804番地 石打自治会 会長 溝端 平市	奈良市石打コミュニティスポーツプール使用料	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで
	奈良市鴻ノ池球場使用料 奈良市中央体育館使用料 奈良市中央第二体育館使用料 奈良市緑ヶ丘球場使用料	

<p>奈良市法蓮佐保山四丁目5番1号 財団法人 奈良市スポーツ振興事業団 理事長 福井 重忠</p>	<p>奈良市南部生涯スポーツセンター体育館使用料 奈良市西部生涯スポーツセンター体育館使用料 奈良市鴻ノ池陸上競技場使用料 奈良市西部生涯スポーツセンター屋内プール使用料 奈良市柏木コート使用料 奈良市黒谷コート使用料 奈良市平城第一コート使用料 奈良市平城第二コート使用料 奈良市青山コート使用料 奈良市佐保山コート使用料 奈良市鴻ノ池コート使用料 奈良市西部生涯スポーツセンターコート使用料 奈良市南部生涯スポーツセンターコート使用料 奈良市柏木球技場使用料 奈良市黒谷球技場使用料 奈良市平城第一球技場使用料 奈良市平城第二球技場使用料 奈良市中ノ川球技場使用料 奈良市奈良阪球技場使用料 奈良市登美ヶ丘球技場使用料 奈良市西部生涯スポーツセンター球技場使用料 奈良市南部生涯スポーツセンター球技場使用料 奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場使用料 奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート使用料 奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス使用料 奈良市青山プール使用料</p>	<p>平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで</p>
--	---	-------------------------------------

(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第198号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年奈良市条例第16号)第5条の規定により、平成23年度の賦課対象区域を次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成23年4月1日から2週間、本市建設部下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

賦課対象区域(第1負担区)

雑司町の一部 芝辻町の一部

賦課対象区域(第2負担区)

南紀寺町二丁目の一部	南紀寺町五丁目の一部
南京終町の一部	南京終町三丁目の一部
南京終町七丁目の一部	法華寺町の一部
大宮町四丁目の一部	大安寺六丁目の一部
五条三丁目の一部	尼辻中町の一部
尼辻南町の一部	五条畑一丁目の一部
六条一丁目の一部	六条二丁目の一部
七条一丁目の一部	三条大路一丁目の一部
四条大路一丁目の一部	四条大路三丁目の一部
四条大路四丁目の一部	押熊町の一部
中山町の一部	敷島町二丁目の一部
西大寺新田町の一部	菅原町の一部
若葉台四丁目の一部	宝来町の一部

疋田町四丁目の一部	西大寺本町の一部
西大寺北町四丁目の一部	西大寺竜王町一丁目の一部
西大寺赤田町一丁目の一部	宝来一丁目の一部
平松五丁目の一部	あやめ池南二丁目の一部
あやめ池南七丁目の一部	あやめ池北一丁目の一部
あやめ池北二丁目の一部	あやめ池北三丁目の一部
学園大和町一丁目の一部	鶴舞東町の一部
鶴舞西町の一部	中山町西三丁目の一部
三松四丁目の一部	登美ヶ丘四丁目の一部
富雄元町三丁目の一部	富雄川西二丁目の一部
東九条町の一部	北永井町の一部
神殿町の一部	西九条町二丁目の一部
西九条町三丁目の一部	北之庄西町一丁目の一部
古市町の一部	
賦課対象区域(第3負担区)	
八条町の一部	佐紀町の一部
六条町の一部	七条東町の一部
二条大路南四丁目的一部分	山陵町の一部
秋篠町の一部	平松一丁目的一部分
五条町の一部	
賦課対象区域(第4負担区)	
高畑町の一部	白毫寺町の一部
柏木町の一部	尼辻町乙の一部
南新町の一部	六条町の一部
七条町の一部	大和田町の一部
三碓六丁目的一部分	南永井町乙の一部

神殿町の一部	古市町の一部
八島町の一部	鹿野園町の一部
藤原町の一部	窪之庄町の一部
今市町の一部	柴屋町の一部
田中町の一部	法蓮町の一部
山町の一部	

(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第199号

固定資産課税台帳に登録すべき平成23年度の固定資産の価格等のすべてを登録しましたので、地方税法(昭和25年法律第226号)第411条第2項の規定により公示します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸
(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第200号

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱(平成12年奈良市告示第137号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市在宅要介護者紙おむつ等支給事業実施要綱

第1条中「認知症の高齢者又はその家族」を「認知症等の要介護者」に改め、「当該高齢者」を「当該要介護者」に改める。

第2条中「又はその家族で、当該年度分(支給月が1月から6月までの場合にあつては、前年度分。次条及び第12条において同じ。)の市町村民税の所得割が課されていない世帯に属するもの」を削り、同条第1号中「65歳以上の者である」を削り、同条に次の1号を加える。

(4) 本人及びその同居の家族が当該年度分(支給月が1月から6月までの場合にあつては、前年度分。次条及び第12条において同じ。)の市町村民税の所得割を課されていないこと。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 世帯(要介護者及びその同居の家族をいう。以下同じ。)全員の当該年度分の市町村民税の課税状況を証明できる証票(市外から転入した者に限る。)

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第201号

奈良市介護予防教室運営事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸
奈良市介護予防教室運営事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市介護予防教室運営事業実施要綱(平成18年奈良市告示第185号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 総合型教室

第5条第2項中「運動器の機能向上教室」を「総合型教室及び運動器の機能向上教室」に改め、「同意書(別記第2号様式)及び」を削る。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式(第5条関係)

奈良市介護予防教室運営事業利用申請書及び承諾書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住所
氏名 ㊟
(電話番号)

次のとおり奈良市介護予防教室運営事業を利用したいので、奈良市介護予防教室運営事業実施要綱第5条の規定により申請します。

対象者	住所	※ 申請者が対象者と同一の場合、住所・氏名・電話番号の記載は不要です。		
	フリガナ	電話 (-)		
	氏名	生年月日	年	月 日
緊急連絡先	氏名	続柄	住所	電話番号
希望するプログラム (チェックしてください)		<input type="checkbox"/> 総合型教室		<input type="checkbox"/> 運動器の機能向上教室
		<input type="checkbox"/> 栄養改善教室		<input type="checkbox"/> 口腔機能向上教室
		<input type="checkbox"/> その他 ()		

①総合型及び運動器の機能向上メニューの実施について

奈良市介護予防教室では、各自の能力に応じた運動メニュー(ストレッチ・筋力トレーニング等)を行うことで、体力の向上及び生活の活性化を目標としています。

運動メニューを行う際には、運動中の事故を防ぐため、血圧・脈拍測定などを随時実施し、安全に運動が行えるように努めていきます。安全に運動メニューを進めて効果を上げるには、各自に決められた運動の強さや回数及び運動の種類を守ることが大切です。良い結果を得るため、以下の注意事項を守るようにしてください。

- ・調子の悪い時には運動しない。
- ・いつもと違った症状(普段感じない息苦しさ・背中や関節の痛み・ひどい疲れ・動悸・めまい等)がある場合はスタッフに報告する。
- ・生活の範囲を広げるよう努力する。

②個人情報の適切な利用・保護について

奈良市介護予防教室運営事業の利用に当たって必要があるときは、事業委託先事業所に対象者の情報を提示いたします。

承 諾 書

私は上記①②の説明を受け、内容に承諾します。

私は上記①②の説明を受け、内容に承諾します。			地域包括支援センター受付欄	奈良市受付欄
対象者氏名 ㊟				
代筆者氏名 ㊟	申請者との続柄			

第2号様式 削除
附則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。ただし、
第4条の改正規定は、平成23年5月1日から施行する。
(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第202号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1
項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、
同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉 協議会 会長 福井 重忠	奈良市東福祉センタ ー使用料

2 委託の期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第203号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1
項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、
同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉 協議会 会長 福井 重忠	奈良市西福祉センタ ー使用料

2 委託の期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第204号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1
項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、
同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉	奈良市北福祉センタ

協議会 会長 福井 重忠	ー使用料
-----------------	------

2 委託の期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第205号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1
項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、
同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉 協議会 会長 福井 重忠	奈良市南福祉センタ ー使用料

2 委託の期間

平成23年4月1日から平成25年3月31日まで
(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第206号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施
行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良
市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定に
より公告します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立
地(第2工区)から発生するカルシウム汚泥をコンテ
ナ車(積載量10トン以下)により回収運搬し、受託者
の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を
行う。
- 委託名称 カルシウム汚泥運搬処理業務委託
- 委託期間 平成23年5月1日から平成24年3月31日
まで
- 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所
第2工区処理施設内
- 排出日量 カルシウム汚泥(脱水ケーキ) 約0.2
トン/日

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない
者
- 一般廃棄物処理施設の許可を有する者
- 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
- 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が
可能である者

- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者
- 3 契約条項を示す場所及び日時
- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
- (2) 日時 平成23年4月1日(金)から同月11日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
なお、発注仕様書は閲覧とします。
- 4 入札の場所及び日時
- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所 2階会議室
- (2) 日時 平成23年4月22日(金)午後2時00分から
- 5 入札の無効
- 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。
- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札
- なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。
- 6 入札参加申請
- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて提出してください。
- ア 会社の実績(一般廃棄物処理の実績)、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類
- イ 一般廃棄物処理施設(中間処理施設及び最終処分場)の設置許可証及び一般廃棄物処分業許可証の写し
- ウ 回収・搬出・処理するための処理計画書
- (2) 入札参加申請方法
- 平成23年4月1日(金)から同月11日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に奈良市土地改良清美事務所に(1)の入札参加申請書を1部、添付書類を2部持参してください。
- (3) 現場説明会(参加希望者対象)
- 平成23年4月8日(金)午後1時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室及び現場にて実施します。
- (4) ヒアリング
- 平成23年4月13日(水)午前10時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室にて実施します。
- 7 入札参加資格の審査及び決定

- (1) 審査機関
- 入札参加を申請する者の参加資格は、その者が該当資格を有するかどうか、申請図書等によって審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適合要件が判明した場合は、入札に参加できない。
- (2) 入札参加者の決定通知
- 平成23年4月15日(金)に入札者の代表者に通知書を発送します。
- 8 その他
- (1) その他詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。
- (3) 問い合わせ先
- 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
電話 0742-63-0318(担当者)
0742-62-2976(事務所)
FAX 0742-62-4670
(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第207号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 入札に付する事項
- (1) 処分内容 本市において一般廃棄物最終処分場埋立地(第2工区)から発生する濃縮塩をローリー車(積載量10トン以下)又は同等のものによって吸引により回収運搬し、受託者の所有する一般廃棄物処理施設において適正に処理を行う。
- (2) 委託名称 濃縮塩運搬処理業務委託
- (3) 委託期間 平成23年5月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 委託場所 奈良市米谷町地内 土地改良清美事務所第2工区処理施設内
- (5) 排出日量 濃縮塩(液状) 約4トン/日(対水比重1.1)
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 一般廃棄物処理施設の許可を有する者
- (3) 一般廃棄物処理施設の処理能力を十分に有する者
- (4) 委託期間内において、遅滞なく回収、搬出、処理が可能である者
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中ではない者
- 3 契約条項を示す場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
- (2) 日時 平成23年4月1日(金)から同月11日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
なお、発注仕様書は閲覧とします。

4 入札の場所及び日時

- (1) 場所 奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所 2階会議室
- (2) 日時 平成23年4月22日(金)午後1時30分から

5 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印を欠く入札
- (4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札金額を訂正した入札
- (9) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

6 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、入札参加申請書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて提出してください。
ア 会社の実績(一般廃棄物処理の実績)、従業員の数、資本の額その他経営の規模及び状況を示す書類
イ 一般廃棄物処理施設(最終処分場)の設置許可証及び一般廃棄物処分量許可証の写し
ウ 回収・搬出・処理するための処理計画書

(2) 入札参加申請方法

平成23年4月1日(金)から同月11日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に奈良市土地改良清美事務所に(1)の入札参加申請書を1部、添付書類を2部持参してください。

(3) 現場説明会(参加希望者対象)

平成23年4月8日(金)午前11時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室及び現場にて実施します。

(4) ヒアリング

平成23年4月13日(水)午前10時から奈良市土地改良清美事務所2階会議室にて実施します。

7 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、その者が該当資格を有するかどうか、申請図書等によって審査します。入札参加の決定通知後において、入札参加不適格

要件が判明した場合は、入札に参加できない。

(2) 入札参加者の決定通知

平成23年4月15日(金)に入札者の代表者に通知書を発送します。

8 その他

- (1) その他詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市興隆寺町170-1
奈良市土地改良清美事務所
電話 0742-63-0318(担当者)
0742-62-2976(事務所)
FAX 0742-62-4670

(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第208号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者・徴収事務

受託者	徴収事務
奈良市大安寺西三丁目10番21号 株式会社 奈良市清美公社 代表取締役 葛原 克巳	奈良市一般廃棄物処理手数料(し尿)

2 委託の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第209号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定により、平成23年度の一般廃棄物処理実施計画を定めたので、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年奈良市条例第35号)第7条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

平成23年度奈良市一般廃棄物処理実施計画

1 一般廃棄物の発生状況

(1) 処理計画の範囲 奈良市全域

(2) 一般廃棄物の発生量(推計) (単位: t)

種類	発生量
燃やせるごみ	97,689
燃やせないごみ	9,158
再生資源(プラスチック製容器包装)	4,101
再生資源(缶・びん・ペット・紙パック・新聞・雑誌・ダンボール)	6,254

2 一般廃棄物の処理方法及びその主体

(1) 家庭から排出される一般廃棄物

種類	収集・運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体	市民の協力義務等
燃やせるごみ(台所ごみ・木くず・再生のできない紙くず・カセットテープ・ビデオテープ等)	週2回収集 (市・委託)	焼却処理(市)	埋立処分(市・委託)	(1) ごみ減量に努め、ごみを排出する場合には資源循環等を考慮し、責任を持って適正に分別排出すること。 (2) 燃やせるごみ・燃やせないごみ・再生資源等に適正に分別し、各別の容器(袋を含む)に収納して、決められた日時・場所を持ち出すこと。 (3) ごみが飛散、流失及び悪臭を発生させないようにするとともに、その容器(袋を含む)及び排出場所を清潔にし、処理施設の機能に支障が生ずる物を排出しないこと。
燃やせないごみ(ガラス類・陶器類・金属類・プラスチック製品類等)	月1回収集 (市・委託)	破砕処理(市)	破砕処理後、可燃不適合物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化(市・委託)	(4) ごみの排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を図り、ごみの減量等の適正な処理に関し、市の施策に協力すること。 (5) 家庭から排出される古紙類、布類、プラスチック製容器包装、ガラスびん、ペットボトル、発泡スチロール製食品トレイ、飲料用紙パック、空き缶の資源化に努め、再使用可能な物は再使用すること。 (6) 商品を選択する際には、当該商品の内容及び容器等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めること。
大型ごみ(家具類・寝具類・電化製品等) ※特定家庭用機器等を除く	電話等申し込みによる収集 (市・委託)	破砕処理(市)	破砕処理後、可燃不適合物は埋立、可燃物は焼却、金属類は資源化(市・委託)	
有害ごみ(水銀体温計・蛍光管・乾電池等)	大型ごみの収集の際に収集 (市・委託)	ドラム缶詰(市)	専門業者へ処分委託(委託)	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日収集 (市・委託)	選別・梱包(委託)	指定法人へ処分委託(委託)	
ガラスびん	月1回収集 (市・委託)	選別・保管(委託)		
ペットボトル	月1回収集 (市・委託)	選別・圧縮(委託)		
飲料用紙パック	公民館等を拠点に収集 (委託)	選別・保管(市)	資源回収業者・専門業者へ売却(委託)	
空き缶		選別・圧縮(委託)		
発泡スチロール製食品トレイ	公民館等を拠点に収集 (委託)	選別・保管(委託)	指定法人へ処分委託(委託)	

大型ごみ	3,200
有害ごみ	4
町内清掃・不法投棄ごみ	1,634
収集前の資源化量(生ごみ堆肥化、古紙回収等)	25,773
計	147,813
収集運搬量(処理量)	122,040

収集後の資源化量	15,066
動物の死体	2,400体
し尿	6,998kl
浄化槽汚泥(ディスポーザー汚泥含む)	24,461kl
計	31,459kl

(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物			
種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体
燃やせるごみ	事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼（排出者・一般廃棄物収集運搬許可業者）	焼却処理・破碎処理・再生資源化処理及び選別保管（市・委託・一般廃棄物処分許可業者）	事業者自らの責任で行うもののほかは、埋立処分または専門業者、資源回収業者へ処分委託（市・委託・一般廃棄物処分許可業者）
燃やせないごみ			
再生資源			
剪定枝木			
(3) 動物の死体			
種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、申し出により収集（排出者・市）	焼却処理（市）	埋立処分（市）
(4) し尿及び浄化槽汚泥			
種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	処分方法及び主体
し 尿	おおむね月1回収集（委託）	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化・焼却処理（市）、月ヶ瀬・都祁地域は高濃度二段活性汚泥法（山辺環境衛生組合）	市民事業者の協力義務等 (1) し尿の収集開始・廃止・変更の届出は必ず行うこと。 (2) 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。 浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。
浄化槽汚泥（デイスボーター汚泥含む）	浄化槽清掃許可業者が浄化槽清掃の際に収集（一般廃棄物収集運搬許可業者）		
(2) 事業活動に伴って排出される一般廃棄物			
種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	事業者の協力義務等
燃やせるごみ	事業者自らの責任で行うもののほか、市の許可する一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼（排出者・一般廃棄物収集運搬許可業者）	焼却処理・破碎処理・再生資源化処理及び選別保管（市・委託・一般廃棄物処分許可業者）	<p>(1) 事業者は、物の製造、加工、販売等の際に、長期使用の可能な製品の開発等を行うこと、容器等の過剰な使用の抑制等を図ることにより、廃棄物の発生を抑制するように努めること。</p> <p>(2) 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理し、再生利用等を行いその減量に努め、又、製造・販売する製品・容器等が廃棄物となった場合にその処理が困難にならないよう技術開発に努めること。</p> <p>(3) 事業者は、その事業活動に伴って生じた一般廃棄物を市が設置する処理施設へ搬入する際は、市長の承認を受けるとともに処分しやすいように大別し、かつ、焼却、圧縮、破碎等の前処理に努めること。</p> <p>(4) 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力すること。</p> <p>(5) 事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる事業者は、一般廃棄物の減量に関する計画書を毎年1回市長に提出すること。</p> <p>(6) 事業者は許可業者に収集運搬を委託する場においても分別排出を基本とすることを要すること。</p>
燃やせないごみ			
再生資源			
剪定枝木			
(3) 動物の死体			
種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	市民の協力義務等
動物の死体	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほか、申し出により収集（排出者・市）	焼却処理（市）	自らの責任で処理できない時は、遅滞なく市長に申し出てその指示に従わなければならない。
(4) し尿及び浄化槽汚泥			
種 類	収集運搬の回数及び主体	処理方法及び主体	市民事業者の協力義務等
し 尿	おおむね月1回収集（委託）	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化・焼却処理（市）、月ヶ瀬・都祁地域は高濃度二段活性汚泥法（山辺環境衛生組合）	<p>(1) し尿の収集開始・廃止・変更の届出は必ず行うこと。</p> <p>(2) 便槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。</p> <p>浄化槽内に布切れ、その他の異物を投入しないこと。</p>
浄化槽汚泥（デイスボーター汚泥含む）	浄化槽清掃許可業者が浄化槽清掃の際に収集（一般廃棄物収集運搬許可業者）		

- (5) 市が一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物の指定
- ①紙くず
 - ②木くず（パレット及び建設業からの木くずを除く）
 - ③繊維くず
 - ④下水道汚泥
- 3 一般廃棄物処理業の許可
一般廃棄物処理業の許可については、「一般廃棄物処理業の許可指針」に基づくものとする。
- 4 処理計画
- (1) ごみ処理実施計画
- ① ごみの排出抑制・再資源化計画
 - ア 啓発及び資源化の方法

区分	取り組み	具体的な内容
キャンペーン・イベント等	環境フェスティバル実行委員会	行政と市民団体により環境フェスティバルの運営組織をつくり、活動を展開する。
	ならリサイクルフェスタ（春）環境フェスティバル（秋）	ごみ問題に対する市民意識の高揚と市民全体のごみ減量実践活動として環境清美センターにて毎年春と秋に開催する。
	ごみ減量化等啓発作品の募集	廃棄物問題に対する意識啓発を目的に、市内の小・中学校から啓発ポスターを募集し表彰する。
	奈良市のごみの分け方と出し方	ごみの処理と分別・リサイクルについて記載したチラシ（英語版・中国語版・韓国語版も有り）を作成する。
印刷媒体等による啓発	ごみ・再生資源収集カレンダー	ごみ及び再生資源の収集日を示したカレンダーを全戸配布する。
	奈良市のごみ事典	ごみ種類別の分別基準・排出先・ルールの事典を作成する。
	啓発用ビデオ・DVDの貸し出し	ごみ減量を啓発する内容のビデオ・DVDを制作し、見学会、学習会等で活用し、又市民からの申し出により貸し出しをする。
	くらしとごみ	小学校4年生を対象にした、社会科学習用副読本を制作し、市内の小学校4年生の生徒全員に配布する。
	市ホームページ	市ホームページを通じてごみの減量、ごみの出し方等を広報する。

家庭から排出される一般廃棄物

リサイクル推進教育	ごみ懇談会	ごみ減量・リサイクル学習会の参加者（OB）が中心になり、ごみ減量などを考え、行動するための組織をつくり、活動を展開する。	
	小・中学校での空き缶回収	小・中学校の児童・生徒の環境学習の一環として、空き缶回収を実施する。	
再生資源回収	全市での再生資源分別収集	プラスチック製容器包装：週1回。 ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック：月1回収集する。	
	公共施設等での再生資源の回収	市役所、公民館、人権文化センター、出張所、連絡所、生涯学習センターにおいて、空き缶・発泡スチロール製食品トレー・ペットボトル・飲料用紙パックの拠点回収を実施する。	
	新聞・雑誌・ダンボール・古布類の回収	自治会等による集団資源回収を促進するとともに環境清美センター内の資源回収作業所でも、市民・事業者持ち込み分を回収する。	
	資源回収作業所での家具等の再生	環境清美センター内の資源回収作業場で、電話受付により回収または市民が持ち込んだ再生可能な家具等を再生する。	
	粗大ごみ処理施設等での金属類回収	粗大ごみ処理施設で鉄・アルミ等を回収し資源化する。	
	乾電池・蛍光灯等	環境清美工場へ搬入された乾電池・蛍光灯等を資源化する。	
	町内清掃草木処理委託	市が収集している町内清掃の草木を市内の処分業許可業者に処理委託し資源化（チップ化）する。	
	その他	生ごみ処理機器購入助成	家庭から発生する生ごみを自家処理することでごみ減量を進めるため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト容器・EMぼかし専用容器）及び電気式生ごみ処理機の購入者に対し、助成金を交付する。
		環境清美工場見学	奈良市内全小学校4年生、一般及び団体を対象に、工場見学を実施し、ごみ処理の実態を知らせることでごみ減量を啓発する。

事業活動に伴って排出される一般廃棄物	その他	ガス抜き器具配布	スプレー缶による事故の未然防止の為希望者にガス抜き器具を配布する。
		レジ袋の減量	市内のスーパー等レジ袋を大量に配布する事業所及び市民にマイバッグ運動を推進する。
	搬入管理の強化	奈良市環境清美センター搬入管理要領に従い、センターの適正管理運営に努める。	
	汚泥発酵肥料(畑楽)の製作	衛生浄化センター汚泥再生処理施設のし尿処理工程で発生する汚泥を生ごみと混合し、汚泥発酵肥料(畑楽)を製造する。	
	事業所学習会	多量排出事業所を対象に、ごみ処理の現状や実践活動について学習会を行う。	
		多量排出事業所への減量指導	多量排出事業所に対し、減量計画書を提出させ、その記載事項を踏まえた立ち入り指導を行う。

イ 収集前の資源化量

区 分		資源化量 (単位 t/年)
資源化	生ごみ堆肥化	1,506
	集団回収	15,911
	店頭回収	363
	事業所の自主的減量	7,993
合 計		25,773

ウ 収集後の資源化量

区 分	資源化量 (単位 t/年)	区 分	資源化量 (単位 t/年)
空き缶	879	飲料用紙パック	126
ガラスびん	2,522	発泡スチロール製食品トレー	1
ペットボトル	550	乾電池・蛍光灯	4
プラスチック製容器包装	2,700	施設での回収金属類等	2,693
町内清掃草木	1,000	生ごみ(衛生浄化センター)	124
資源回収作業所	2,067	許可業者再生資源処理分	2,400
		合 計	15,066

② 収集・運搬計画 区域 奈良市全域 (375,200人)

ア 収集運搬する廃棄物の量(推計) (単位: t)

種類	市収集		許可業者	一般持込	計
	直営	委託			
燃やせるごみ	45,789	4,946	37,594	9,360	97,689
燃やせないごみ	2,681	452	1,962	4,063	9,158
町内清掃ごみ(不法投棄含む)	1,634				1,634
大型ごみ	2,848	352			3,200
有害ごみ	3	1			4
プラスチック製容器包装	3,771	330			4,101
再生資源	3,362	360		2,532	6,254
計	60,088	6,441	39,556	15,955	122,040

動物の死体(体)	2,200			200	2,400
----------	-------	--	--	-----	-------

イ 収集運搬の主体

区分	種類	市	(株)清美公社	許可業者
家庭系	ごみ	○	○	
	資源	○	○	
事業系	ごみ			○
	資源			○

※許可業者は奈良市一般廃棄物(ごみ)の処理業の許可指針に掲げる業者とする。

ウ 収集の方法

市が行う定期収集のものについては、ステーション方式及び各戸収集によるものとし、今後も引き続きステーション方式の推進を図る。

③ 中間処理計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める廃棄物(推計)を中間処理する。

(1) 直営・委託

ア 焼却施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地		
名称	奈良市環境清美工場		
形式	全連続燃焼式		
処理能力	480 t / 24H		
操業形態	直営		
処理する廃棄物の種類	燃やせるごみ、破碎可燃ごみ及び動物の死体		
処理量	燃やせるごみ	99,191 t	
	破碎可燃ごみ	6,438 t	
	合計	105,629 t	
	動物の死体	2,400体	
残渣量	15,206 t		
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場		

イ 破碎施設

所在地	奈良市左京五丁目2番地		
名称	粗大ごみ処理施設		
形式	横軸スイングハンマー		
処理能力	100 t / 5 H		
操業形態	直営		
処理する廃棄物の種類	燃やせないごみ及び大型ごみ		
処理量	12,308 t		
残渣量	3,091 t		
残渣処分先	南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場 緊急時一般廃棄物最終処分場 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場		

ウ 空き缶資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
名称	空き缶選別作業所		
形式	機械選別及び圧縮		
処理能力	9.2 t / 5 H		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	空き缶		
処理量	879 t		

エ ペットボトル資源化施設

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地		
名称	ペットボトル圧縮梱包作業所		
形式	圧縮及び梱包		
処理能力	3.5 t / 5 H		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	ペットボトル		
処理量	550 t		

オ 有害ごみ資源化施設

所在地	北海道北見市留辺蘂町富士見217-1		
名称	野村興産株式会社		
処理方法	焙焼処理・水銀回収等		
処理能力	60 t / 日		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	乾電池・蛍光灯等		
処理量	4 t		

カ 草木(剪定・枝木)資源化施設

所在地	奈良市内		
名称	草木(剪定・枝木)資源化施設		
処理方法	チップ化等		
処理能力	5 t / 日		
操業形態	委託		
処理する廃棄物の種類	草木(剪定・枝木)		
処理量	1,000 t		

キ プラスチック製容器包装再商品化事業者施設

所在地	福岡県北九州市戸畑区飛幡1番1号	大阪府東大阪市水走4-9-8
名称	新日本製鐵(株)	大東衛生(株)
処理方法	コークス炉化学原料化	マテリアルリサイクル
処理する廃棄物の種類	プラスチック製容器包装	
処理量	2,700 t	

(2) 許可業者

草木処理量	2,000 t
資源処理量	400 t
合計量	2,400 t

④ 最終処分計画

次に掲げる処理施設において、それぞれに定める
廃棄物（推計）を最終処分する。

○ 奈良市最終処分場

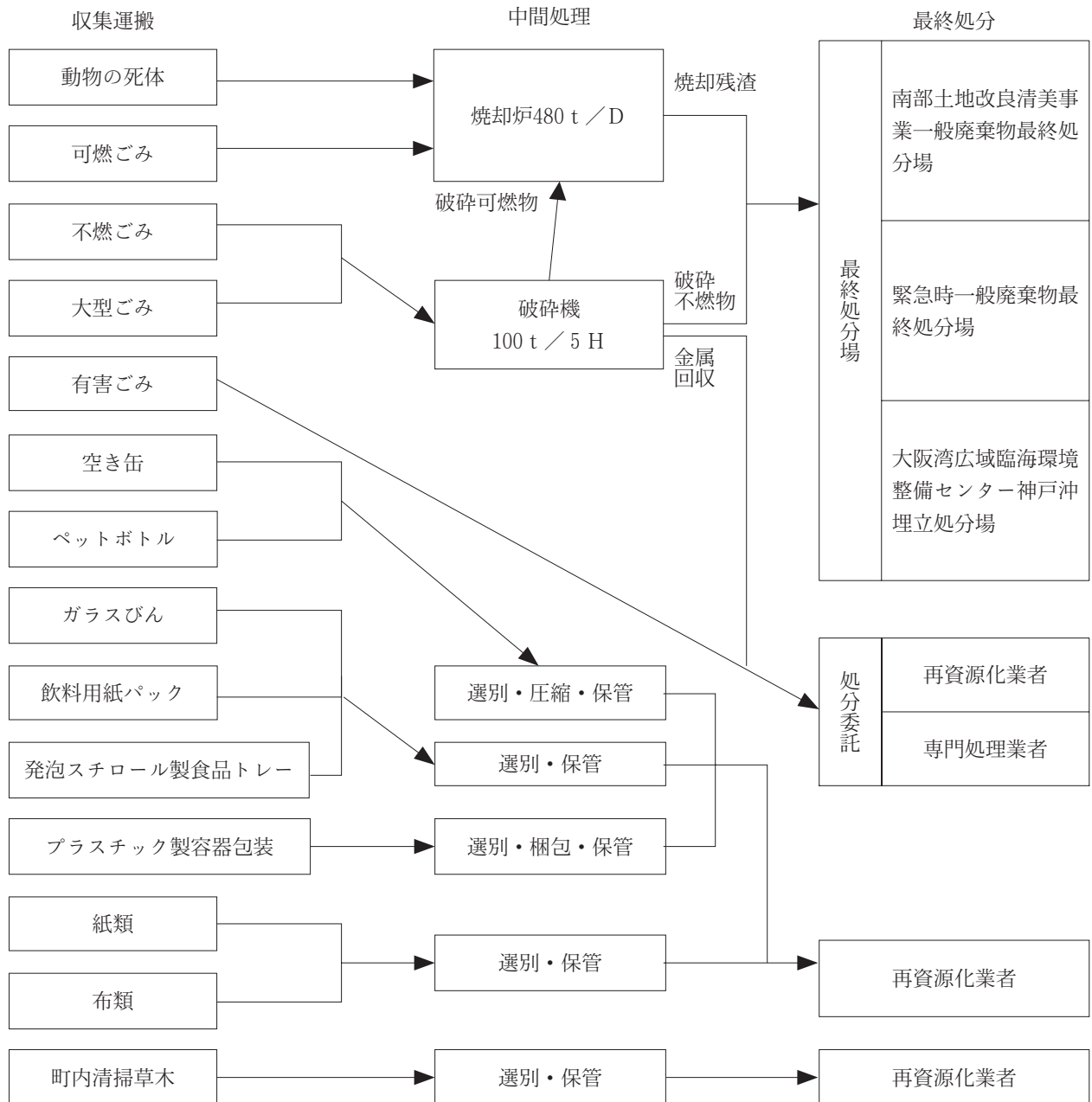
	ア 南部土地改良 清美事業一般廃 棄物最終処分場 (第2工区)	イ 緊急時一般廃 棄物最終処分場
所在地	奈良市米谷町1857 番地 他	奈良市奈良阪町 1325番地 他
敷地面積	82,920㎡	46,611㎡
埋立面積	59,000㎡	27,400㎡
埋立容量	819,610㎥	264,403㎥
残余埋立容量	678,582㎥ (平成23年2月末現在)	

操業形態	直営
埋立対象	焼却灰、破碎不燃物、土砂及びガレキ
処分量	13,272 t

ウ 大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋立容量	1,500万㎥
埋立対象	ばいじん・焼却灰・不燃物
処分量	5,500 t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入

⑤ ごみ処理体系



⑥ その他
市が収集しない一般廃棄物

区分	品目	処理方法
排出禁止物	(ア) 有害な物（薬品類、農薬、劇薬等） (イ) 危険性のある物（消火器、バッテリー等） (ウ) 引火性のある物（ガソリン、灯油、プロパンガス等） (エ) ニカド、リチウム、ボタン電池、鉛蓄電池 (オ) 特別管理一般廃棄物に指定されている物 PCB含有物、感染性廃棄物（家庭や医療関係機関等から排出される医療廃棄物） (カ) その他、処理を著しく困難にし、又は廃棄物の処理施設の機能に支障が生じる物（農業用機械、大型温水器、コンクリート、ピアノ、タイヤ、ホイール、スプリング入りマットレス等）	排出者自ら処理するか、又は専門業者に相談するか、購入した店に引取りを依頼すること
	(キ) パーソナルコンピューター、原動機付き自転車	排出者自らが製造業者等に処分を依頼し資源化を図ること
特定家庭用機器等	テレビジョン受信機・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気洗濯機・衣類乾燥機・エアコンディショナー	購入した小売店、又は買い換えの場合購入する小売業者へ引取りを依頼するか、若しくは自ら指定引取り場所へ搬入するか、家電引取り協力店に引取りを依頼し資源化を図ること
一時多量ごみ	引越し等、臨時に出る多量ごみ	市の施設へ自己搬入するか、又は一般廃棄物収集運搬業者に処理を依頼すること

(2) し尿・汚泥（汲み取るべきし尿、浄化槽から発生する汚泥をいう）処理実施計画

① 収集運搬計画（推計）

ア し尿

おおむね月1回、市の委託した業者により収集する。

汲み取り戸数 2,981戸
汲み取り人口 7,660人
計画収集量 6,998kl

イ 浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む）

排出者の申し込みにより、市の許可した業者により随時収集する。

浄化槽設置基数 22,794基
浄化槽人口 57,213人
計画収集量 24,461kl

② 中間処理計画（処理量、残渣量及び堆肥化量は推計）

奈良市衛生浄化センター

所在地	奈良市大安寺西二丁目281番地
処理方法	膜分離高負荷脱窒素処理方式及びメタン発酵・堆肥化（焼却）
処理能力	90kl/日 生ごみ3.4t/日
操業形態	委託
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥・ディスポーザー汚泥及び生ごみ
処理量	し尿 6,048kl
	浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む） 20,761kl
	合計 26,809kl
	生ごみ 124t
残渣量	160t
堆肥化量	220t
残渣処分先	大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

山辺環境衛生組合 山辺衛生センター

所在地	奈良県山辺郡山添村大字遅瀬2384番地
処理方法	高濃度二段活性汚泥法+高度処理
処理能力	20kl/日
操業形態	一部事務組合
処理する廃棄物の種類	し尿・浄化槽汚泥・ディスポーザー汚泥
処理量	し尿 950kl
	浄化槽汚泥（ディスポーザー汚泥含む） 3,700kl
	合計 4,650kl
堆肥化量	汚泥炭化肥料20t（山添村分含む）

③ 最終処分計画（処分量は推計）
大阪湾広域臨海環境整備センター神戸沖埋立処分場

所在地	神戸市東灘区向洋町地先
処分場面積	88ha
埋立容量	1,500万m ³
埋立対象	焼却灰
処分量	200 t
埋立計画	委託により大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地に搬入した後、同センターにより埋立処分される。

④ 市民等に対する広報・啓発活動
浄化槽清掃業許可業者を奈良市ホームページに掲載し、浄化槽の清掃等について市民・事業所への啓発活動を行う。

(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第210号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定より、次のとおり公告します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川元庸

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・破傷風 (三種混合) ジフテリア・破傷風 (二種混合)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	平成23年4月10日から平成24年3月31日まで	別紙のとおり
結核(BCG)	生後3月から生後6月に至るまでの間にある者	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	
麻しん・風しん(MR) 麻しん又は風しん	1 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者 2 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの 3 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 4 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者	平成23年4月10日から平成24年3月31日まで	
日本脳炎	1 生後36月から生後90月に至るまでの間にある者 2 9歳以上13歳未満の者	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	11歳以上13歳未満の者	平成23年7月1日から平成24年3月31日まで	

2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) BCG接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

- (4) 過去にけいれんの既往のある者
- (5) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (6) BCGについては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

4 料金

- (1) 無料
- (2) 予防接種通知書を持参しない者は有料(全額負担)

5 その他

不明な点については、奈良市保健所保健予防課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第211号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市三条大路一丁目9番10号 社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 会長 福井 重忠	奈良市総合福祉センター 体育館利用料
奈良市二条町二丁目9番2号 社団法人 奈良市歯科医師会 会長 東浦 宏守	奈良市立みどりの家 歯科診療所にかかる 使用料及び手数料

2 委託の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(平成23年4月1日揭示済)

奈良市告示第212号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成23年4月1日

奈良市長 仲川 元 庸

1 受託者・徴収事務

受 託 者	徴収事務
奈良市高畑町1116番地の6 社団法人 奈良県獣医師会 会長 宗 武司	狂犬病予防注射済票 交付手数料

2 委託の期間

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(平成23年4月1日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第8号

奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程を次のように定めます。

平成23年4月1日

奈良市監査委員 吉 田 肇
中和田 守
高 杉 美根子
松 石 聖 一

奈良市監査委員事務局処務規程の一部を改正する規程

奈良市監査委員事務局処務規程(昭和39年奈良市監査委員告示第2号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(組織及び分掌事務)

第2条 事務局に次の課を置く。

監査課

2 課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 現金出納の検査に関する事。
- (2) 指定金融機関の監査に関する事。
- (3) 議会からの送付を受けた請願の処理に関する事。
- (4) 人事及び服務、給与、旅費に関する事。
- (5) 規程の制定及び改廃に関する事。
- (6) 公印の管守に関する事。
- (7) 文書の收受、発送、整理に関する事。
- (8) 定期監査に関する事。
- (9) 決算の審査に関する事。
- (10) 健全化判断比率及び資金不足比率の審査に関する事。
- (11) 工事検査に関する事。
- (12) 請求又は要求に基づく監査に関する事。
- (13) 違法、不当行為の監査に関する事。
- (14) 賠償責任決定等の監査に関する事。
- (15) 随時監査等に関する事。
- (16) 財政的援助に係るものの監査に関する事。
- (17) 基金運用状況の審査に関する事。
- (18) 特命による調査に関する事。
- (19) 課の庶務に関する事。

第6条の見出しを「(主任)」に改め、同条第1項中「係に係長を置き、特に必要があるときは、」を削り、同条中第2項を削り、第3項を同条第2項とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(平成23年4月1日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第8号

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第33条の2及

び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項及び地方自治法施行令第158条第2項の規定に基づき告示します。

平成23年4月1日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

収 納 事 務	水道料金及び下水道使用料
受託者	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号 株式会社ココストア 代表取締役社長 盛田 宏 東京都中央区日本橋一丁目1番1号 国分グローサーズチェーン株式会社 代表取締役 藤田 秀一 愛知県稲沢市天池五反田町1番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長 中村 元彦 神奈川県横浜市中区日本大通17番地 株式会社スリーエフ 代表取締役社長 中居 勝利 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地 株式会社セイコーマート 代表取締役社長 丸谷 智保 東京都千代田区二番町8番地8 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役社長 井阪 隆一 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号 株式会社デイリーヤマザキ 代表取締役社長 佐藤 卓 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号 株式会社ファミリーマート 代表取締役社長 上田 準二 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1 株式会社ポプラ 代表取締役社長 目黒 真司 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地 ミニストップ株式会社 代表取締役社長 阿部 信行 東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン 代表取締役社長CEO 新浪 剛史
委 託 期 間	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(平成23年4月1日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。